

## 被扶養者のパート・アルバイト等給与に係る年間収入の見込みについて

令和8年4月1日以降（認定日が基準）の被扶養者の認定について、認定対象者に給与以外の収入が無い場合の年間収入の見込み額は、労働条件通知書等の労働契約の内容が確認できる書類において規定された時給・労働時間・日数等を用いて算出した額（※1）とします。

なお、労働契約の内容を確認できる書類がない場合や給与以外の収入がある場合は、従来の方法（※2）により年間収入を見込みます。

- ※1 労働契約に明確な規定がなく予め金額を見込み難い時間外労働に対する賃金等は年間収入の見込み額に含みません。ただし、認定の翌年度以降、毎年実施している被扶養者再認定等において時間外労働に対する賃金等を含めた場合の年間収入の見込み額が社会通念上妥当である範囲を超えて基準額を上回っていると当組合が判断した場合は被扶養者になれません。
- ※2 直近3か月の給与収入の月平均額を12倍した額（時間外労働に対する賃金や交通費等を含み、各種控除前の支給総額を用いて算出。）に賞与の見込み額も合算した額が給与に係る年間収入の見込み額となり、その他給与以外の収入との合計が認定対象者の年間収入の見込み額となります。
- ※3 被扶養者の認定に際しては、年間収入の見込み額が基準額未満（基準額は130万円。被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満である場合は150万円。60歳以上又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円。）であることや、認定対象者が被保険者と同一世帯の場合は見込んだ認定対象者の年間収入が被保険者の年間収入の2分の1未満である（同一世帯ではない場合は被保険者からの援助に依る収入額より少ない）こと等の要件を満たす必要があることに変更はありません。

### 認定対象者の給与収入にかかる年間収入の見込み方法

